

候段、村役人共申聞候ニ付、近村之風聞等相糺候處、右申立之趣無相違、村役人共申立候、右はちよ
 ね儀、平日トモ老母江孝行いたし候、心底より、其身を不厭相防、老母を救ひ、其上狼を仕留、村内は
 勿論、近村迄害を除、母儀も極老の身ニ而最初ニ手強相支候ニ付、小兒にも怪我等無之、三人共女
 子之働ニハ稀成儀ニ御座候間、可相成儀ニ御座候ハ、三人共相應之御褒美被下置候様仕度奉
 存候、此段奉願候、已上、

巳三月

大井帶刀

同年九月

生涯貳人扶持被下

銀拾枚ヅ、

はち
よね

右之通御褒美被下候

〔萬葉集八冬雜歌〕舍人娘子雪歌一首

大口能眞神ガキノハラニ之原爾フルユキハ零雪者イタダクアリイヘモ甚莫零家母アラナクニ不有國

〔萬葉集十三三諸之神奈備山從登能陰雨者落來奴雨霧相風左倍吹奴大口乃眞神ガキノハラニ之原從思管還爾之人家爾到伎也〕

〔冠辭考十〕おほぐちの まがみのほら

萬葉卷八に、○中 卷十三に、○中 こは狼の事にて、よに猛き獸なれば、かしこみて眞神といひな
 らひ、且かれが口は殊に大きにしあれば、大口の眞神の原とはいひかけたり、大口と書たるは、
 即おほかみと訓ぬべくおほゆれど、古事記に、口大之尾翼鱸クチオホノヲヒスヅキともあれば、字のま、によむ、

〔出雲風土記意字郡〕凡諸山野所在、○中 禽獸則有、○中 狼、○中 獺猴之族、

〔新編常陸國志六十四〕狼ヤマイス土產オホカメ